

対象者は  
申告してください

## 介護保険料の減額

第1号被保険者（65歳以上の人）または第1号被保険者と同一世帯の人の市・県民税の課税標準の減額などが行われた場合、平成26年度分までの介護保険料について、保険料を徴収する権利の消滅時効の2年を超えて、保険料が減額となる場合があります。

特に、第1号被保険者が、無収入または非課税年金（遺族年金・障害年金など）のみの収入の人（扶養控除の対象となっている人を含む）で、市・県民税の申

告をしていない場合、過去の分を申告することにより5年程度保険料が減額となる場合があります。

減額の対象は、平成25年6月14日以降に市・県民税の課税標準の減額などが行われた場合です。対象者は申告してください。

▽申告に必要なもの 印鑑（スタンプ印不可）

■問い合わせ先 介護福祉課介護保険料係（市役所2階、窓口251、☎40・7049）

4月1日から  
改定します

## 一般廃棄物の処分手数料が引き上げられます

平成28年4月1日より、ごみ処理経費負担の適正化およびごみの減量やリサイクル率の向上などを目的として、環境整備センターと南部清掃工場へごみを直接持ち込む際の処分手数料を改定します。

利用者の皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先 弘前地区環境整備事務組合事務局（☎31・5600）

| 種別            | 改定前の手数料 |                             | 改定後の手数料       |
|---------------|---------|-----------------------------|---------------|
| 可燃ごみ          | 50kg未満  | 無料                          | 10kgまでごとに100円 |
|               | 50kg    | 250円                        |               |
|               | 50kg超   | 250円+50kgを超える10kgごとに50円     |               |
| 不燃・粗大ごみ       | 100kg未満 | 無料                          | 10kgまでごとに125円 |
|               | 100kg   | 1,250円                      |               |
|               | 100kg超  | 1,250円+100kgを超える10kgごとに125円 |               |
| 資源ごみ（容器包装類のみ） | 無料      |                             | 無料            |

## たか丸くんの ごみ減量速報

■問い合わせ先 環境管理課環境事業所（町田字筒井、☎35・1130）

### 弘前市の燃やせるごみの総排出量

|                                  |       |        |
|----------------------------------|-------|--------|
| 平成27年10月のごみ排出量                   |       | 5,912t |
| 1人1日当たりのごみ排出量<br>（4月～10月の累計から換算） | 平成27年 | 1,097g |
|                                  | 平成26年 | 1,168g |
|                                  | 差     | -71g   |

（家庭系・事業系を合計した数値。資源化ごみなどは除く。）

### 弘前市のごみ全体の排出量（4～9月の累計）

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
|         | 平成27年   | 平成26年   | 差       |
| 総排出量    | 42,850t | 45,856t | -3,006t |
| 燃やせるごみ  | 35,712t | 38,498t | -2,786t |
| 燃やせないごみ | 1,232t  | 1,243t  | -11t    |
| 大型ごみ    | 1,980t  | 2,047t  | -67t    |
| 資源化ごみ   | 3,926t  | 4,068t  | -142t   |

（家庭系・事業系を合計した数値。資源化ごみは容器包装ごみ、古紙類、再生資源回収運動、拠点回収、ボックス回収の合計。）

339t 減!!  
（昨年同月比）

みんなの協力で  
ごみがドンドン減  
り始めているよ！  
これからもオール  
弘前体制で力を合  
わせて循環型のま  
ちづくりを推進し  
ていこうね！

3,006t 減!!  
（昨年同月比）



皆さんのご協力を  
お願いします

## 市民税県民税申告 混雑緩和のために

### ○領収書などの計算はご自身で（自書申告）

営業等・農業・不動産所得などの収支内訳書の作成や医療費控除を受ける際の医療費の総額計算は事前に済ませてから申告してください。計算が済んでいない場合、申告会場で計算をしてからの受け付けとなります。

### ○郵送手続きで待ち時間ゼロ

市民税県民税申告書は郵送でも提出できます。広報ひろさき1月15日号と同時配布する「平成28年度市民税県民税申告のお知らせ」の最終ページが申告書になっていますので、必要事項を記入・押印の上、3月15日までに市民税課まで送付してください。添付書類の返送や申告書控えの送付を希望する人は、返信に必要な金額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。内容についての問い合わせをする場合がありますので、必ず電話番号を記入し、必要書類を保管してください。

### 【年金収入のある人】

### ○確定申告や市民税県民税申告が必要か確認を

確定申告をする必要が無い人でも、市民税県民税の申告が必要な場合があります。下記の「年金収入フローチャート」で市民税県民税の申告が必要かどうか確認

してください。確定申告については、公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の収入が400万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の人は申告が不要となります。ただし、所得税の還付や損失の繰越控除などを受けようとする場合は、確定申告が必要です。なお、所得税の確定申告をする場合は、市民税県民税の申告は不要です。

### 【弘前税務署からのお知らせ】

### ○給与所得者の確定申告

給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。確定申告の受付期間などの詳細は、広報ひろさき1月15日号でお知らせします。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

■問い合わせ・提出先 市民税課市民税第二・第三係（〒036・8551、上白銀町1の1、☎40・7025、40・7026）

## 年金収入フローチャート

